

○吉川市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

昭和63年12月10日告示第29号

(目的)

第1条 この要綱は、浄化槽設置整備事業に対し補助金を交付することにより、浄化槽の転換促進を図り、公共用水域の水質保全に寄与することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和53年吉川町規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90パーセント以上で、放流水のBODの日間平均値が1リットル当たり20ミリグラム以下の機能を有するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知。以下「指針」という。）に適合し、かつ、一般社団法人浄化槽システム協会が作成する環境配慮型浄化槽適合機種・仕様一覧表に掲載されるものをいう。
- (2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (3) くみ取り便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にこれをくみ取って処分する方式の便槽(泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取って処分する方式の便槽を含む。)をいう。ただし、可動式のくみ取り便槽を除く。
- (4) 転換 既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽（以下「既存単独処理浄化槽等」という。）を浄化槽（建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（日本工業規格A3302：2000）により算定した人員に相当する人槽の浄化槽に限る。以下同じ。）に切り替えるための浄化槽本体及びその設置に要する工事（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項及び第6条の2第1項の規定による確認申請（以下「確認申請」という。）を要する建築物の新築、別棟を建築することによる増築及び改築に伴い浄化槽に切り替える場合を除く。）をいう。

- (5) 住宅 延床面積の2分の1以上を自己の居住の用に供する建築物をいう。
- (6) 配管工事 転換に伴う生活排水を浄化槽に流入させるための管及び浄化槽で処理した水を公共用水域に放流させるために必要な管並びにその設置工事（放流ポンプ槽の設置、土質悪化板工事を含む。）をいう。
- (7) 処分 転換に伴う既存単独処理浄化槽等の清掃、消毒、汚泥処理、掘り起こし並びに運搬、中間処理及び最終処分をいう。

（補助対象地域）

第3条 補助対象地域は、次に掲げる区域を除く区域とする。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は同法第25条の11第1項の規定により策定された事業計画に定められた処理予定区域
- (2) 農林水産省が所管する農業集落排水施設整備事業の事業採択区域
（補助金の対象者）

第4条 市長は、補助対象地域において、住宅に処理対象人員10人以下の浄化槽を転換しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出を行わずに浄化槽を転換する者
- (2) 住宅を借りている者でその住宅の賃貸人の承諾が得られないもの
- (3) 浄化槽を設置した住宅を販売する者
- (4) 公共事業により、既存単独処理浄化槽等が補償の対象とされる者
- (5) 第7条の交付の決定がされる前に浄化槽の転換に着手した者
- (6) 吉川市に住民登録をしていない者（浄化槽の転換完了後1年以内に吉川市に住民登録をする意思のある者を除く。）

（交付の条件）

第5条 規則第6条第2項に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 第10条に規定する期限までに実績報告書を提出できるよう浄化槽の転換を完了すること。
- (2) 浄化槽の転換は、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年厚生省・建設省令第1号）に従い、次のいずれかの者の監督のもとに行うこと。
ア 平成元年10月30日付け厚生省・建設省告示第1号により指定した小規模浄化槽施

工技術特別講習会を終了した者

イ 昭和63年度以降に浄化槽法第42条第1項各号に該当することとなった浄化槽設備士

- (3) 浄化槽の転換完了後1年以内に使用を開始すること。
- (4) 浄化槽法第7条に規定する設置後等の水質検査及び第11条に規定する定期検査を受検すること。
- (5) 浄化槽法第10条に規定する保守点検及び清掃を行うこと。

(補助対象経費及び補助金額)

第6条 補助の対象とする経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浄化槽の転換に着手する前に、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽法第5条第2項に定める期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は確認申請に基づく確認済証の写し
- (2) 転換予定場所の案内図
- (3) 浄化槽、汚水ます、配管及び住宅の配置の計画図面
- (4) 既存単独処理浄化槽等の配置図面
- (5) 浄化槽に関する調書及び認定書
- (6) 浄化槽転換施工業者の瑕(か)疵(し)担保に関する覚書の写し（様式第2号）
- (7) 浄化槽の転換に要する費用（配管工事又は処分を行う場合にあつては、当該配管工事費又は処分費を含む。）の見積書（費用の内訳明細が記載されているものに限る。）の写し
- (8) 指針に適合する浄化槽として、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録を受けていることを証明する登録浄化槽管理票（C票）及び登録証の写し
- (9) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づいて登録した保証登録証
- (10) 昭和63年以降に交付を受けた浄化槽設備士免状の写し又は小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写し
- (11) 住宅の賃貸人の承諾書（住宅を借りている者に限る。）

- (12) 既存単独処理浄化槽等の処分前の写真
- (13) 浄化槽維持管理等誓約書（様式第3号）
- (14) 共有者委任状（住宅の所有が共有の場合に限る。）
- (15) 浄化槽設備士届出書（様式第4号）
- (16) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付の決定及び通知書類）

第8条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書（様式第5号）により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（様式第6号）によりそれぞれ通知する。
- 3 市長は、交付決定に当たり、申請者に対して条件を付すことができる。
（変更承認申請書等）

第9条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助申請内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、変更承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
（実績報告）

第10条 補助対象者は、補助金に係る事業の完了の日から起算して1月に当たる日（前条第1項の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受けた日から起算して1月に当たる日）と当該年度の3月15日を比較していずれか早い日までに実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類）
- (2) 浄化槽法第7条第1項及び第11条第1項の水質に関する検査の依頼書の写し
- (3) 浄化槽の転換に要する費用（配管工事又は処分を行った場合にあつては、当該配管工事費又は処分費を含む。）に係る領収書の写し及び当該費用の内訳明細が記載されている書類の写し

(4) 施工の現場において確認する事項（様式第9号）

(5) 工事写真

ア 浄化槽設備士が正面を向き、浄化槽法第30条に規定する標識を掲げ、浄化槽の設置場所に立ち、周辺の状況が分かる写真

イ 基礎工事の状況（栗（ぐり）石（いし）地業及びコンクリート打設）及び完了（基礎コンクリート養生後）を示す写真

ウ 浄化槽本体及び浄化槽の搬入状況を示す写真

エ 据付工事の状況（水張り、水平確認、水じめ及び突き固め）を示す写真

オ 上部スラブコンクリート工事の状況を示す写真

カ かさ上げの状況を示す写真

キ ポンプ設備の設置の状況を示す写真（ポンプ設備を設置した場合に限る。）

ク 配管の布設状況を示す写真（配管工事を行った場合に限る。）

ケ 既存単独処理浄化槽等の掘り起こしの状況を示す次の写真（処分を行った場合に限る。）

（ア）掘り起こし工事の着工前の状況を示す写真

（イ）汚泥のくみ取り作業の状況を示す写真

（ウ）消毒作業の状況を示す写真

（エ）掘り起こし作業及び埋戻し作業の状況を示す写真

（オ）掘り起こし工事及び埋戻し工事完了時の状況を示す写真

(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項の規定による産業廃棄物管理票の写し（処分を行った場合に限る。）

(7) 浄化槽、汚水ます、配管及び住宅の配置の完成図面

(8) 浄化槽法第10条の2第1項の報告書の写し

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第10号）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の請求）

第12条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第1

1号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) 第8条第1項の規定による交付決定を受けた日から起算して4月に当たる日以内に第10条の規定による実績報告書の提出がされないとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されている場合は、補助金の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により返還の請求を受けた者は、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。

(現場確認)

第15条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の転換の状況を施工の現場において確認する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、昭和63年8月1日から適用する。

(補助金の額の特例)

2 令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間における補助金の額は、別表の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
浄化槽の転換に要する費用	当該費用の額及び次に掲げる浄化槽の人槽区分に応じそれぞれに定める額を比較して少ない額

	(1) 5人槽 402,000円 (2) 6～7人槽 484,000円 (3) 8～10人槽 618,000円
配管工事費	当該配管工事費の額及び180,000円を比較して少ない額
処分費	当該処分費の額及び60,000円を比較して少ない額

附 則（平成4年告示第34号）

この告示は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成5年告示第15号）

（施行期日）

1 この告示は、平成5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日から平成5年5月31日までの間に補助事業が完了したもの又は完了の見込みがあるものについては、なお従前の例による。

附 則（平成5年告示第50号）

（施行期日）

1 この告示は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前の規定に基づく補助金の交付申請による補助金の額は、なお従前の例による。

附 則（平成6年告示第31号）

この告示は、平成6年8月1日から施行する。

附 則（平成8年告示第14号）

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年告示第24号）

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年告示第63号）

この告示は、平成9年9月1日から施行する。

附 則（平成10年告示第6号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前の規定に基づく補助金の交付申請による補助金の額は、なお、従前の例による。

附 則 (平成11年告示第4号)

この告示は、平成11年1月8日から施行する。

附 則 (平成11年告示第100号)

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年告示第23号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前の規定に基づく補助金の交付申請による補助金の額は、なお、従前の例による。

附 則 (平成17年告示第44号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年告示第77号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年告示第115号)

この告示は、平成19年4月2日から施行する。

附 則 (平成20年告示第52号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年告示第265号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に提出された吉川市浄化槽設置整備事業確認願に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年告示第80号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年告示第165号）

この告示は、平成22年6月16日から施行する。

附 則（平成23年告示第66号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第78号）

（施行期日）

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前の規定に基づく補助金の交付申請による補助金の額は、なお、従前の例による。

（平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間における重点転換地区提案事業に係る計画地区の補助金の額の特例）

3 この告示の施行の日から平成28年3月31日までの間において、埼玉県が実施する重点転換地区提案事業に係る計画地区として承認を受けた地区における補助金の額は、別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
浄化槽の転換に要する費用	当該費用の額及び次に掲げる浄化槽の人槽区分に応じそれぞれに定める額を比較して少ない額 (1) 5人槽 402,000円 (2) 6～7人槽 484,000円 (3) 8～10人槽 618,000円
配管工事費	当該配管工事費の額及び200,000円を比較して少ない額
処分費	当該処分費の額及び60,000円を比較して少ない額

附 則（平成28年3月31日告示第95号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行日前に申請された補助金の額は、なお従前の例による。

(平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間における緊急生活排水対策重点地域事業に係る計画地区の補助金の額の特例)

3 この告示の施行の日から平成31年3月31日までの間において、埼玉県が実施する緊急生活排水対策重点地域事業に係る計画地区として承認を受けた地区における補助金の額は、この告示による改正後の吉川市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱別表2の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
浄化槽の転換に要する費用	当該費用の額及び次に掲げる浄化槽の人槽区分に応じそれぞれに定める額を比較して少ない額 (1) 5人槽 402,000円 (2) 6～7人槽 484,000円 (3) 8～10人槽 618,000円
配管工事費	当該配管工事費の額及び180,000円を比較して少ない額
処分費	当該処分費の額及び60,000円を比較して少ない額

附 則 (平成28年6月2日告示第161号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日告示第88号)

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行日前に申請された補助金の額は、なお従前の例による。

(平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間における補助金の額の特例)

3 この告示の施行日から平成33年3月31日までの間における補助金の額は、別表の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
浄化槽の転換に要する費用	当該費用の額及び次に掲げる浄化槽の人槽区分に応じそれぞれに定める額を比較して少ない額

	(1) 5人槽 402,000円 (2) 6～7人槽 484,000円 (3) 8～10人槽 618,000円
配管工事費	当該配管工事費の額及び180,000円を比較して少ない額
処分費	当該処分費の額及び60,000円を比較して少ない額

附 則（令和3年3月30日告示第99号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

補助対象経費	補助金の額
浄化槽の転換に要する費用	当該費用の額及び次に掲げる浄化槽の人槽区分に応じそれぞれに定める額を比較して少ない額 (1) 5人槽 332,000円 (2) 6～7人槽 414,000円 (3) 8～10人槽 548,000円
処分費	当該処分費の額及び60,000円を比較して少ない額

附 則（令和4年3月31日告示第99号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。